

兵庫県公報

平成25年5月31日 金曜日 第2496号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定区間の変更（道路企画課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	3
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	3
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	4
○ 同上（同）	4
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出の取下げ（都市政策課）	7
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○ 新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	8
教育委員会規則	
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	9
教育長訓令	
○ 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令	10
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱等	10
○ 駐車監視員資格者講習の実施	10

公布された法令のあらまし

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）
長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を改定することとした。

告 示

兵庫県告示第820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

谷川土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
奥田伸治

住 所
丹波市山南町谷川1922番地

兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	廣 地 宏	南あわじ市広田広田477番地2



兵庫県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

平成25年 5 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

甘地土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 城 徹	神崎郡市川町谷387番地1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 本 正 幸	神崎郡市川町谷404番地



兵庫県告示第822号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成25年 5 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
磐西土地改良区	平成25年 4 月 11 日



兵庫県告示第823号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として指定した区間を次のとおり変更した。

その関係図書は、平成25年 5 月 31 日から 2 週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において、一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	路 線 名	区 間		指定の部分	備考
一般国道	国道176号	変更前	宝塚市売布東の町314番から 同 市中筋1丁目159番まで	上下線	
		変更後	宝塚市売布東の町355番1から 同 市中筋1丁目159番まで	上下線	



兵庫県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 5 月 31 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 5 月 31 日から 2 週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町北田原字一本松8番から 同 郡同 町万善字岩屋161番6まで	旧	8.0から 11.0まで	205.0	
		新	11.0から 21.0まで	205.0	



兵庫県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 5月31日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 5月31日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上福原佐用線	佐用郡佐用町大垣内字奥ノ町761番2から 同 郡同 町大垣内字奥ノ町1048番まで	旧	7.0から 14.0まで	81.0	
		新	7.0から 10.0まで	80.0	



兵庫県告示第826号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成25年 6月13日（木）午後 3時から午後 4時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎 3階301会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 みこう不動産
代表者氏名 前 角 宏 美
事務所所在地 加東市木梨1025—1
免 許 番 号 兵庫県知事(2)第350395号
免 許 年 月 日 平成25年 1月21日



兵庫県告示第827号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定によ

り、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。
 ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。
 なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。
 平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社タウンライト
 代表者の氏名 木 下 春 雄
 住所 大阪市西区西本町1丁目2番8号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) K I C O N A加古川店
 所在地 加古川市野口町坂元字住塚43他23筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成25年 5月31日から同年 6月13日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成25年 5月31日から同年 6月13日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
 平成25年 5月31日

契約担当者
 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 県税の収納及び課税テープ等作成業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成25年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 (株)さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額
 75,392,187円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約をした理由
 政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
 平成25年 5月31日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
税務総合オンライン・システム等の保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
キャノンITソリューションズ(株)大阪事業所 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,353,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
オ	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅地	8,944	895
カ	西脇市郷瀬町字淵之内519番2ほか	605.87	宅地	10,660	1,066
キ	豊岡市山王町11番2	148.13	宅地	6,622	663
ク	丹波市柏原町北中字西ノ下534番1ほか	590.70	宅地	6,858	686

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(11) 日本語を完全に理解できない者

(12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者

(13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成25年5月31日（金）から同年6月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年5月31日（金）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成25年5月31日（金）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話（078）341-7711 内線2550、2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成25年7月3日（水）午後1時から同月10日（水）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成25年7月10日（水）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
電話 (078) 341-7711 内線2550、2551



景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出の取下げ

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった次の特定建築物等については、その準備書が取り下げられたので、次のとおり公告する。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社タウンライト
代表者の氏名 木 下 春 雄
住所 大阪市西区西本町1丁目2番8号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) K I C O N A加古川店
所在地 加古川市野口町坂元字住塚43他23筆
- 3 準備書の提出及びその告示の日
提出年月日 平成25年 4月 3日
公告年月日 平成25年 4月19日
- 4 取下げ年月日
平成25年 5月20日



0 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 万代西宮門戸店
所在地 西宮市野間町33番4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社万代
住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号
代表者の氏名 加 藤 徹
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社万代
住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号
代表者の氏名 加 藤 徹

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 1月 9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,331平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
52台
 - (2) 駐輪場の収容台数
120台
 - (3) 荷さばき施設の面積
111.1平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
27.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代	午前 7 時	午後 9 時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年 5月 8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年 5月31日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年 9月30日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



新住宅市街地開発法第27条第 2 項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき神戸市が施行している西神第 2 地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

Ⅲ-11- 1 工区、Ⅲ-11- 2 工区、Ⅳ-20工区



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町六分一字百丁歩1362番 2 から1362番 5 まで、1362番25、1362番26、1362番29から1362番31、1362番35、1362番68
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市東灘区御影塚町一丁目 9 番11号
株式会社コープフーズ 代表取締役 畑 睦 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 4月10日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 -15- 2 号（24稲美）

教 育 委 員 会 規 則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5月31日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第11号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

最低限度額	最高限度額
5,007円	12,935円
5,618円	13,634円
6,112円	16,130円
6,527円	18,535円
6,741円	21,911円
6,861円	24,455円
6,479円	24,995円
5,811円	23,171円
4,683円	19,816円
3,950円	14,376円
3,950円	12,935円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 2（年齢階層が25歳未満、25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満及び50歳以上55歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成25年 4月 1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金

(以下「年金たる補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則別表第2(年齢階層が25歳未満、25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満及び50歳以上55歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最高限度額に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第3号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 5月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校処務規程(昭和44年兵庫県教育長訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「日日雇用職員」を「日々雇用職員」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 授業料及び受講料を免除及び減額すること。

第4条に次の1号を加える。

(7) 特別支援教育就学奨励費に係る支弁区分を決定すること。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第176号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成25年5月13日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

平成25年 5月31日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
廣本 日佐子	尼崎南警察署 (06) 6487-0110	尼崎南警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
田中 千津子	尼崎南警察署の管轄区域



兵庫県公安委員会告示第177号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員

資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

区 分	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 期 日	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 場 所
	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 修 了 考 査 の 期 日	
第 1 回	平成25年 7月16日（火）及び同月17日（水）	神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番28号 兵庫県中央労働センター
	平成25年 7月24日（水）	
第 2 回	平成25年 7月18日（木）及び同月19日（金）	神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番28号 兵庫県中央労働センター
	平成25年 7月26日（金）	

注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、各日午前9時00分から午前10時10分までとする。

2 受講定員

第1回及び第2回の受講定員はそれぞれ75人とし、受講する者の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兵庫県内における法第51条の12に規定する放置車両確認機関に所属する者 50人
- (2) 前記(1)以外の者 100人

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

(2) 申込期間

ア 平成25年 6月 7日（金）から同月21日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

次に掲げる事項を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

ア 本籍（外国人にあっては、国籍）、住所、氏名及び生年月日

イ 前記1の表に掲げる区分のうち、受講を希望する区分

なお、受講申込みは先着順に受け付けることから、会場の都合により区分を指定することがある。

(5) 手数料

19,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

6 受講に関する問合せ先

- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課
電話 (078) 341-7441 内線5153、5154
- (2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問合せ先に問い合わせること。